

大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会（第1回） 第二部
議事要旨

日時：令和6年12月25日（水）11時00分～12時00分

場所：WEB開催

議事概要：

1. 転退職時における良かった点

- 対象となる権利が複数あったが、スタートアップに実施許諾をした結果、他大学への転職時に特に問題は起きず、円滑に転職ができた。
- 転職前大学から対象特許が休眠特許となる可能性があるため、転職後大学に移したほうがよいのではないかというような連絡があり、優先順位をつけて社会実務の見込みのある権利を転職後大学に移転した。
- 知財部門のお陰で、わずらわしい交渉事を回避でき、知識不足の点を補って頂いた。

2. 転退職時における改善すべき点

- 当初は転職時に知財の取扱いが課題になりうることに気づかず、またどのように取扱われるのか知りようもなかった。知財が発生した時点で、研究者が転職する際にどういった対応がありうるのかコンセンサスがあればスムーズである。
- 大学内の知財本部において、研究者と連携して導出活動を進んでいけば、転退職がスムーズである。
- 転職先に研究者が権利を持っていき、継続して研究可能とすることが良いのではないか。
- 知財をどう評価するかという点に関して、少ない知財のスタッフでそれができると言われると、それは難しい状況にある。本学では、例えば工学系の発明評価委員会には工学部の関係者に加えて、医学部、薬学部系からの参加、かつ知財スタッフは薬学部出身と企業の機械系出身なども入れており、それでも評価し切れない場合は、それに近い方にヒアリングをすることで何とか対応している。
- 特許以外に図面等の著作物、データについて当初、移転拒否に遭ったが、持っていけないと次の研究ができないとのことで話し合いを行い、最終的に契約を結んで移転できた。そこは苦労した。
- 大学の事情とか、いろいろな事情があるというのは重々分かるので、せめて、研究者が「価値の高い研究」を推進するに当たり、手かせ・足かせにならないようにしてほしい。
- 知財部門は、部門の成果や大学の成果ということではなくて、社会の福利の最大化のために、研究者が価値の高い研究を実施できるような体制を整えてほしい。

- 大学側が、これは有望な特許だから移管しないとか、これは使えない特許だから移管するといったような曖昧な判断基準があって改善すべき点かと考えている。
- 大学内の厳格な知財ルール、ファンドのルールが、例えば実施料や株式分配の割合など、スタートアップの起業をためらうレベルの場合がある。
- 知財ルールとしてスタートアップにコア特許も移管して、独占実施権を得ながらピボットとして別の特許をスタートアップにおいて出願・登録をするといったことを考えていく必要はあるかと思っている。

- 価値ある成果をどうやって事業に持っていくかという観点で、ライセンスやスタートアップ創出、あるいは標準化や公知化するなど、方針を考えていける体制作りや研究者のリテラシー向上について組織的に考えていくべき。

以上